

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
(第 6 回)

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 までの 2 年間

2. 内 容

目標 1：産前産後休業・育児休業給付・休業中の社会保険料免除等の制度の情報提供を行う。

〈対 策〉

- 令和 4 年 4 月～
- ・給付や保険料免除に関する情報マニュアルを作成。
 - ・該当職員への個別案内及び、社内ポータルサイトへの掲示による周知
 - ・HR Day 等 人事からの情報発信イベントを通しての周知

目標 2：男性育休取得率の向上

〈対 策〉

- 令和 4 年 4 月～
- ・扶養申請・慶弔申請等の情報収集による該当職員の把握と育休取得に関する情報提供の実施
 - ・『オリオン papa's 写真展』(父子のふれあい写真と各人のメッセージを掲示)を通して、育休取得啓蒙活動の実施
 - ・HR Day 等 人事からの情報発信イベントを通しての育休取得関連情報の周知

目標 3：休暇取得率の向上

〈対 策〉

- 令和 4 年 4 月～
- ・誕生日休暇制度の適用範囲拡大（正規従業員のみ⇒嘱託社員・契約社員も対象へ）による休暇取得の向上
 - ・管理職に対する課員年休取得状況のこまめな情報発信と取得促進
 - ・四半期ごとの取得状況報告と年休取得指導
 - ・時間単位年休取得に関する周知と取得促進
 - ・年休取得推奨日(休日に挟まれた平日)を定め、カレンダー形式での周知と取得促進
 - ・病気休暇制度の適用範囲拡大（嘱託社員・契約社員の取得要件を正規従業員基準に合わせる）

以 上